

分電盤の悪質な点検商法にご注意ください！

トラブル事例

・電話で分電盤の点検を勧められ了承したところ、業者が来訪した。点検後、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われ、高額な工事の契約を結んでしまった。



注意ポイント！

- ☑ 法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の**調査員証**を携帯した調査員が来ます。
点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。
- ☑ 分電盤に限らず、**点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意**しましょう。
- ☑ 故障が心配な場合は電力会社等に相談しましょう。
- ☑ 訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から**8日以内**であればクーリング・オフできます。

県では感震ブレーカーの設置を「推奨」していますが、感震ブレーカーの設置は「義務」ではありません。
ご注意ください。

感震ブレーカーに関するお問い合わせ先
→県消防保安課 TEL:076(225)1481

疑問や不安が生じた際は消費者ホットラインへ

消費者ホットライン
☎ 188(いやや)



お住まいの市町、県、国民生活センターの
いずれかの消費生活相談窓口につながります。

消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤマン

お問い合わせ 生活安全課 TEL:076(225)1386